

機構借受農地整備事業実施要領

第1 目的

県内農業の持続的な発展のもとに生産性のより向上を図るため、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を介した農業経営の規模拡大、農地の集団化・汎用化、新規参入者等の促進により、農地利用の効率化と高度化に資する。

第2 事業主体

事業の実施主体は、機構及び市町村とする。

第3 採択基準

事業の採択要件は、機構が農地中間管理権を取得した農地での条件整備とする。

第4 事業の内容

条件整備の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 再生作業（障害物除去・処分）
- (2) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更
- (3) 通作路の新設又は改良
- (4) 暗渠排水
- (5) 客土
- (6) 区画整理（区画形質の変更）
- (7) 農用地保全（法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理）
- (8) 果樹棚・ハウス施設等の修繕
- (9) その他条件整備として必要と認められるもの

第5 助成措置

採択された事業に対する補助額は、10アール当たり40万円以内とし、補助金の交付については、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱によるものとする。

第6 事業の採択申請

事業主体は、担い手等の要望を受けて条件整備を実施しようとするときは、採択申請書（様式1-1）に実施計画書（様式1-2）を添付し、知事が別途定める日までに提出するものとする。

第7 事業採択の決定

知事は、第6の申請があったときは、申請内容を審査したうえで事業の適否を決定し、事業主体へ通知するものとする。

第8 採択事業の変更等

事業主体は、採択された事業の内容を変更、中止、または廃止しようとするときは、変更申請書（様式2-1）に変更計画書（様式2-2）を添付し、知事に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、第7の規定を準用する。

第9 実績報告

事業主体は、採択事業の完了後1ヶ月以内、または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式3-1～2）を知事に提出するものとする。

第10 担い手等ニーズの把握

県、機構及び市町村の三者は連携し、農地バンク事業の取り組み過程で農地の借り手である担い手等から寄せられるニーズの迅速、かつ、的確な把握に努め、本事業の円滑な推進に資するものとする。

第11 その他

この要領に定めるものの他、事業の実施に当たって必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から適用し、平成36年3月31日をもって廃止する。

なお、要領廃止後も当要領により取り扱われた事業の事務処理は、当要領の定めるところによる。

2 この要領は、平成31年4月1日から適用し、平成36年3月31日をもって廃止する。

なお、要領廃止後も当要領により取り扱われた事業の事務処理は、当要領の定めるところによる。

3 この要領は、令和5年4月1日から適用し、令和6年3月31日をもって廃止する。

なお、要領廃止後も当要領により取り扱われた事業の事務処理は、当要領の定めるところによる。